

## とちぎ観光デジタルマーケティング・インバウンド誘客促進事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業の趣旨・目的

観光産業の活性化及び地域経済の維持・発展を進めるためには、外国人観光客の増加に取り組んでいく必要があるが、国調査による令和元(2019)年の本県の外国人宿泊数(速報値)の伸び率がマイナスに転じるなど、外国人観光客の獲得のための取組が喫緊の課題となっている。

今年は、東京オリンピック・パラリンピックが7月から開催されるほか、近隣・首都圏空港の国際路線の拡充など、外国人観光客が数多く訪れる機会が増加することが見込まれる。また、県内には富裕層向けをはじめとした宿泊施設等が多く存在し、今後も「ザ・リッツカールトン日光」など開業を予定する施設があることから、こうした好機を活かすとともに、本県の有する豊富な観光資源を活かして外国人観光客の増加を目指すこととしている。

しかし、本県の海外における認知度が低いことから、本県の観光資源の魅力を伝え、海外誘客を促進していくためには、ターゲットを明確にした「確実なプロモーション」が必要となっている。そのため、本県では令和元(2019)年度からデジタルマーケティングの手法により栃木県の認知度向上を図るとともに、プロモーション戦略の基礎となる事業成果の収集・分析を実施しているところである。

そこで、本事業では、引き続きマーケティング発想により、広域的、効果的かつ効率的なデジタルプロモーションを実施し、栃木県の認知度向上及び訪県意欲の増進を図るとともに、事業の成果指標データの継続的な収集・分析を行うことでセグメンテーションとターゲティング、ポジショニングの最適化及びインサイトの探求を進め、PDCAサイクルを機能させるデジタルプロモーション戦略を展開し、今後の施策に反映させることを目標とする。

### 2 業務概要

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 業務名              | とちぎ観光デジタルマーケティング・インバウンド誘客促進事業   |
| (2) 業務内容             | 別紙「とちぎ観光デジタルマーケティング・インバウンド誘客促進事業企画提案仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり  |
| (3) 契約期間             | 契約締結の日から令和3(2021)年2月26日(金)まで  |
| (4) 委託料限度額           | 27,720,000円(消費税及び地方消費税を含む。)   |
| (5) 担当所属及び<br>問い合わせ先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20<br>栃木県国際観光推進協議会事務局 川俣<br>(栃木県産業労働観光部観光交流課 インバウンド推進担当)<br>電話 028-623-3309 FAX 028-623-3306<br>電子メール <a href="mailto:kanko@pref.tochigi.lg.jp">kanko@pref.tochigi.lg.jp</a> |

### 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する、又は参加表明書の提出時点において入札参加資格の取得を申請済の者であること。
- (3) 令和 2(2020)年 3 月 23 日から同年 4 月 17 日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 地方公共団体等が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

### 4 プロポーザル実施の手続

#### (1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 2(2020)年 3 月 23 日（月）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 2(2020)年 3 月 31 日（火）15 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 2(2020)年 4 月 3 日（金）
エ 参加表明書の提出期限	令和 2(2020)年 4 月 10 日（金）15 時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和 2(2020)年 4 月 17 日（金）15 時必着
カ 審査結果の通知・公表	令和 2(2020)年 4 月 24 日（金）予定

#### (2) 募集要領等の配布

栃木県ホームページ（お役立ちインフォメーションー入札・公売）からダウンロードすること。

※URL (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

#### (3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）により電子メール又は FAX により提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和 2(2020)年 3 月 31 日（火）15 時必着

イ 質疑方法：電子メール又は FAX により、2（5）に提出すること。

ウ 回答期日：令和 2(2020)年 4 月 3 日（金）

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4（2）の URL）に掲載する。

#### （4）参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式 2）及び確認書（別記様式 3）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和 2(2020)年 4 月 10 日（金）15 時必着

※提出期限後に到着した応募書類は、無効とする。

イ 提出場所：2（5）

ウ 提出方法：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 2(2020)年 4 月 17 日（金）15 時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

#### （5）企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の要旨は、原則として A4 版用紙を使用することとし、A3 版用紙を使用する場合には、A4 版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は、任意とする。

（ア）企画提案内容

（イ）実施計画及び全体のスケジュール

（ウ）業務遂行人員体制

（エ）類似事業の業務実績

（オ）見積額

ウ 企画提案書は、1 者 1 提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、6 部（正本 1 部、副本 5 部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記載しないこと。

オ 提出の際に、栃木県国際観光推進協議会充ての見積書の正本一部（代表者印を押印）を提出すること。

なお、見積書は、必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区分する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

#### （6）企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年条例 32 号）に基づく公文書開示請求の対象とある。
- エ 栃木県国際観光推進協議会は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は、円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は、英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

## 5 審査方法等

### (1) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

### (2) 審査方法

書類選考

### (3) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価において、最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- ウ イの場合において、平均点の最も高い提案書が複数ある場合には、その中から選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- エ 企画提案者が 1 者だった場合は、各選定委員による評価の合計の平均点が 24 点以上であった時に、当該企画提案書を契約者候補として特定する。

### (4) その他

## 6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者の名称及び選定理由について、栃木県ホームページ（4（2）の URL）に公表する。

## 7 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、資金計画に基づき概算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、協議会と協議の上、業務の一部を委託することができる。

### (2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）及び栃木県個人情報保護条例施行規則（平成13年栃木県規則第66号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても、同様とする。

## 9 業務の継続が困難となった場合の措置

協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。

この場合、協議会に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとする。

### (2) その他の事由による場合

天災その他、協議会及び受託者双方の責めによらない事由により、業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、協議会の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、協議会は、当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

## 10 その他

本プロポーザルは、令和2(2020)年度の当初予算が原案どおり成立することを前提に、年度開始前準備行為として実施するものである。そのため、令和2(2020)年度予算が原案どおり成立しない場合、委託業務の中止等を行うことがある。